

## 資料提供

平成23年4月26日

課名	財産管理課	学事課	住宅課	教育委員会施設課
担当者	村上	柳瀬	青木	坂光
電話	082-513-2302	082-513-2752	082-513-4171	082-513-4944
(内線)	2302	2752	4170	4944

東日本大震災等の被災者等に対する住生活支援の対象者となる  
原子力事故避難者が居住等する市町村の変更について

## 1 趣旨

東日本大震災等の被災者等に対する住生活支援の対象となる原子力事故避難者が居住等する市町村について、原子力災害特別措置法等に基づく警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の設定及び屋内退避区域の解除に伴い、新たに福島県川俣町を対象とし、福島県いわき市を対象外とする。

※ 川俣町：川俣町の一部が計画的避難区域に設定

※ いわき市：屋内退避区域の解除

## 2 変更内容等

	現行	変更後
対象市町村	<p>○ 福島第一原子力発電所の事故に係る次の市町村</p> <p>（福島県南相馬市，浪江町，双葉町，大熊町，富岡町，楡葉町，広野町，葛尾村，川内村，田村市，飯館村，<u>いわき市</u>）</p> <p>※ 対象者は上記市町村に居住している者又は平成23年3月11日現在上記市町村に居住していた者で、福島県の原子力発電所の事故に伴う避難者</p>	<p>○ 福島第一原子力発電所の事故に伴い、市町村の全部又は一部が警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域内にある次の市町村</p> <p>（福島県南相馬市，浪江町，双葉町，大熊町，富岡町，楡葉町，広野町，葛尾村，川内村，田村市，飯館村，<u>川俣町</u>）</p> <p>※ 対象者は上記市町村に居住している者又は平成23年3月11日現在上記市町村に居住していた者で、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う避難者</p>

## 3 住生活支援の対象者等

## (1) 対象者

## ア 地震被災者（変更なし）

北海道，東北地方，関東・甲信越地方，北陸地方及び中部地方に居住している者又は平成23年3月11日現在同地方に居住していた者で，平成23年3月11日以後に発生した地震の被災者

## イ 原子力事故避難者（変更後）

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴い，市町村の全部又は一部が警戒区域，計画的避難区域又は緊急時避難準備区域内にある福島県南相馬市，浪江町，双葉町，大熊町，富岡町，楡葉町，広野町，葛尾村，川内村，田村市，飯館村及び川俣町に居住している者又は平成23年3月11日現在同市町村に居住していた者で，東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う避難者

## (2) 住生活支援の内容

県営住宅等の提供等（詳細については，県ホームページに掲載のとおり。）

## (3) 問合せ先等

ア 問い合わせ先 広島県都市局住宅課 電話 082-513-4171

（※ 住宅課で申込みの整理を行い，申請書類は県住宅課，指定管理者又は各施設の管理者へ提出）

イ 受付期間 平成23年5月31日（火）まで

ウ 受付時間 平日8:30～17:15（※土日祝祭日は対応しない。）

## (4) その他

ア 今回変更については，平成23年4月27日（水）の申込み受付分から適用する。

イ 広島県が被災者に対して県営住宅等を提供することについては，県ホームページ等により広く公表する。